

令和 2 年度
町 長 施 政 方 針

長 瀨 町 長 大 澤 夕 幸 江

令和 2 年第 1 回長瀬町議会定例会の開会にあたり、令和 2 年度の施政方針を述べさせていただきます。

政府が公表する月例経済報告によりますと、我が国の経済は、「景気は、輸出が弱含むなかで、緩やかに回復している。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と指摘されています。

当町に目を向けますと、平成 30 年度決算では、将来負担比率はやや改善されたものの、経常収支比率や実質公債費比率等は悪化し、今後も厳しい財政状況が予想されます。

また、自主財源の柱である町税の令和元年度最終予算額は、平成 30 年度決算額を上回る見込みとなったものの、新型コロナウイルス感染症が国内外の経済に与える影響や東京 2020 オリンピック・パラリンピック終了後の国内経済等を考慮すると、決して楽観視することはできない状況にあります。

歳出については、老朽化した施設の維持管理経費や社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているほか、消防施設等の整備や、水道及びし尿処理の広域化等に伴う費用負担の増加も想定されます。その一方で、少子化対策、定住対策、災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは極めて困難であることから、引き続き、限られた財源を効果的

に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上などさらなる財源確保を進める必要があります。

このような状況において、令和 2 年度当初予算は、「はつらつ長瀬プラン・第 5 次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられた、3 つのまちづくりの基本理念及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた、4 つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和 2 年度予算案についてご説明いたします。

ここ数年、重点施策として、「結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援」と「移住・定住の促進」を掲げ、各種施策を実施してまいりました。これらの施策は、今、当町が取り組まなければならない課題であることに変わりはありません。しかしながら、昨年 10 月に当町を襲った台風 19 号の被害を受け、安心・安全なまちをつくることが、町民の皆様への最高の福祉であるとともに、ひいては、移住・定住の促進に繋がることにもなると考え、令和 2 年度においては、安心・安全なまちづくりを主眼として、予算を編成いたしました。

はじめに、インフラの整備としまして、台風 19 号による豪雨の際にも雨水が滞留する等の被害が見られた、本中 117 号線の側溝整備に着手することとし、令和 2 年度は、側溝整備に向け

た測量設計を実施いたします。そのほか、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう、狭あい道路である岩田 6 号線及び長瀬 23 号線外 2 路線の改良を行うとともに、幹線 1 号線の歩道整備工事も併せて実施いたします。

河川につきましても、水害などを未然に防止するため、銅の入沢の護岸整備工事及び岩田字樋ノ口水路の整備工事を実施いたします。

また、全国的に社会資本の老朽化対策が求められていることから、平成 30 年 3 月に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁 1 橋の長寿命化工事を行うとともに、町が管理する橋梁 105 橋のうち、その 36%にあたる 38 橋の点検を実施いたします。

さらに、行政区からの要望に応じて実施してきた町道維持に係る原材料の支給に加え、以前から皆様の要望をいただいております、道路の簡易舗装工事につきましても対応することといたしました。これにより、これまでの原材料支給では舗装工事を実施することが困難であった行政区においても、簡易舗装工事による未舗装町道の凹凸解消等が可能になり、各地区の住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることができると考えております。また、地震発生時等のブロック塀の倒壊による被害を未然に防ぐため、令和 4 年度までの間、危険なブロック塀の撤去に係る費用の一部を助成することといたしました。

続いて、ソフト事業として、平成 27 年度に作成・配布しました、ハザードマップを更新いたします。現在のハザードマップを作成・配布した後に追加された土砂災害警戒区域や指定避難

所のほか、令和2年度中に公表される、浸水想定区域等を反映したハザードマップを作成し、町民の皆様配布することで、自然災害への対応力を高め、被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、11月に全町民を対象とした防災訓練を計画しており、各地区集会所や防災行政無線による通信訓練のほか、大字長瀬地区の町民の皆様を中心に、昨年度整備した長瀬地区公園に参集いただき、炊き出し訓練、消火器の使用体験、防災用品の展示等を実施する予定でございます。

これまで重点施策として取り組んできた「結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援」と「移住・定住の促進」につきましても、当町が抱える大きな課題である人口減少への対策として、引き続き、手を緩めることなく取り組んでまいります。

具体的には、これまで実施してきた結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援に加え、新たに「新生児聴覚検査」に係る費用の一部を助成するほか、入室希望者が多い、第一小学校放課後児童クラブ室の受入人数を増加させるため、拡張工事を行います。また、令和元年度に始まった、子どものための教育・保育無償化に引き続き対応しつつ、0歳児から2歳児までの保育園や認定こども園の保護者負担金を国が定める基準額より低く設定し、その差額を町が負担することにより、保育料等の引き下げを図ってまいります。

「移住・定住の促進」については、平成30年に施行した「長瀬町企業誘致条例」に基づいた企業誘致奨励金の交付を開始するほか、令和元年度から長瀬町においても特別交付税措置の対象となった地域おこし協力隊員を、1人から4人に拡充する予定です。地域おこし協力隊員には、地域に溶け込んだ活動を行っていただくとともに、その活動を通じて感じた町の魅力を積極的に配信していただき、移住・定住者の増加に繋げていただきたいと存じます。なお、移住・定住ツアーについては、これまでの実施方法を見直し、業者委託による集団ツアーではなく、町のことを熟知した職員が、移住・定住希望者一人ひとりの要望や状況に応じて町内を案内する個別ツアーにより実施することといたします。これにより、これまではできなかった、参加者の細かいニーズに対応した「かゆいところに手が届く」ツアーを行うことが可能になり、移住・定住者の増加に資するのではと考えております。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って、概要を説明いたします。

はじめに、『誰もがいつまでも暮らし続けられるまち』について、

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いに

よるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、令和元年度に試験的に開始した、ひとり暮らしの高齢者などに対する配食サービスを、本格的に導入してまいります。

障がい者福祉については、障害者自立支援給付事業をはじめ、障がい者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行ってまいります。

また、高齢者福祉や障がい者福祉の施策を進める上で不可欠な、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の3計画を策定いたします。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めてまいります。また、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療及びこども医療の医療扶助についても、引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進については、「コバトン健康マイレージ事業」に引き続き参加することにより健康増進に繋げるほか、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用を助成することにより、病気の早期発見、早期治療の機会の提供や、各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。また、新たに後期高齢

者広域連合からの受託により、フレイル予防を取り入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりに繋げてまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

次に、『活力を生み出すまち』について、

観光業の振興については、現在策定している「観光振興計画」に基づき、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光案内をはじめとした効果的なプロモーションを行い、観光地として更なる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。また、花を活かした美しい観光地づくりを推進するため、町とNPO 法人が連携して、公益財団法人河川財団の助成事業を活用し、蓬萊島公園へのツツジの植栽を計画しております。この植栽により、台風 19 号により被災した蓬萊島公園が、再び、町民や観光客の皆様が憩える場所となるよう、期待しているところであります。

農林業の振興については、農産物生産者団体への補助金交付や農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、林道の維持管理や円滑な森林管理を実施してまいります。また、緑の村にある流水プール等の野外運動施設につきましては、新たな利活用を検討してまいりましたが、現状のまま利活用することは困難であるとの結論に至り、除却に向けて着手することといたしました。令和 2 年度は除却に係る設計を行い、令和 3

年度に除却工事を実施する予定です。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行ってまいります。また、商工会とも連携し、新たに町内で事業を起こす「起業」や「創業」の支援に取り組んでまいります。

次に、『安心して快適に生活できるまち』について、

消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。また、令和3年5月に使用できなくなる移動系防災行政無線に替わる通信機器として、デジタル簡易無線機を消防団に配備いたします。

防犯・交通安全については、約900基ある防犯灯の付け替えに着手し、計画的に維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所へのガードレールやカーブミラーの設置、道路照明灯のLED化などを行ってまいります。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業の経費を、皆野・長瀬下水道組合に対して下水道事業、し尿処理事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。なお、水道料金につきましては、令和元年12月20日に水道事業経営審議会から管理者に対し、令和3年4月1

日を期日として平均 17.91%の引き上げを実施すべきとの答申がなされました。しかしながら、答申どおりの料金改定を実施いたしますと、大幅な水道料金の引き上げとなる地域があり、住民生活や企業活動に及ぼす影響が大きいことから、理事会において、令和 3 年 4 月 1 日から秩父市の料金体系に統一するとの方針を決定したところでございます。今後、水道料金について町民の皆様の理解を得るため、水道料金の仕組み、水道事業の財政状況や事業計画等の広報を実施し、十分に説明責任を果たすよう、秩父広域市町村圏組合に求めてまいります。また、し尿処理事業につきましては、秩父圏域における統合・広域化に向けて、4 月 1 日から準備室が設置されることとなりましたので、遺漏の無いよう事務を進めてまいります。

次に、『一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち』について、

教育環境については、児童生徒向けの 1 人 1 台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する、いわゆる「GIGA スクール構想」を実現させるため、関連予算を令和元年度 3 月補正予算に計上した上で令和 2 年度に繰り越し、小中学校の校内通信ネットワークを整備いたします。また、児童生徒の減少に伴い、当町の望ましい学校教育の実現に資するため、今後の学校のあり方を検討する委員会を立ち上げ、諸々の検討を進めてまいります。そのほか、外国人講師による語学指導、中学校配置相談員や特別支援教育学校支援員の配置、放課後子

供教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図るほか、矢那瀬地区から第二小学校へ通う児童の送迎を引き続き実施いたします。また、給食センターにつきましては、計画的な維持保全を行うため、建物の専門的かつ詳細な調査を行い、施設等の老朽化や劣化度等を診断します。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行ってまいります。また、今年はオリンピックイヤーとなっており、7月24日に東京2020オリンピックが開幕いたします。当町におきましては、オリンピックに先だって実施される聖火リレーが、7月8日に通過することとなっており、聖火ランナーが、長瀬の象徴である岩畳を見ながら和船で下るという特殊なルートとなっております。町を挙げて聖火リレーを成功させ、国内外に風光明媚な長瀬町をPRするとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック成功の機運を醸成してまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から、人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

最後に、『町民と行政との協働によってつくるまち』について、広報・広聴活動の推進については、広報ながとろ、町ホーム

ページ、町公式フェイスブック等を通じて、分かりやすくかつ新鮮な情報の提供に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。また、町公式のマスコットキャラクターにつきまして、昨年の9月議会に、作成を再度検討する必要があるのではとのご質問をいただいたとともに、町職員で構成する「みらい創りプロジェクト」においても、その必要性及び具体的な作成手順等の提案がなされました。これらを受け、クラウドファンディングなどによる寄附金を財源として、町公式のマスコットキャラクターを作成する予算を計上させていただきました。町民の皆様からも愛されるマスコットキャラクターを作成し、各種キャンペーンやパンフレット等で活用してまいりたいと考えております。

行政運営の強化については、税務課と出納室を統合する組織改正を行うとともに、職員の適正な定員管理と配置に取り組み、町民の皆様のご利便性を確保しつつ、より効率的な組織づくりを行ってまいります。また、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画を更に進めるため、町への提案制度やパブリックコメント、ワークショップ、アンケート調査などを引き続き実施してまいります。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組んでまいります。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財

政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、令和2年度の予算編成を行ったところ、その規模は、

一般会計

31億5,716万円、対前年度比1.7%の増、

国民健康保険特別会計

7億6,477万円、対前年度比9.4%の減、

介護保険特別会計

7億1,787万8千円、対前年度比0.4%の減、

後期高齢者医療特別会計

1億1,042万6千円、対前年度比3.2%の増、

となり、一般会計と特別会計を合わせ、

47億5,023万4千円、対前年度比0.6%の減となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し、約5,200万円の増額となりましたが、これは、冒頭に申し上げました、安心・安全なまちづくりのための各種工事や庁舎空調設備の更新工事の増などにより普通建設事業費が増加したことによるものです。

普通建設事業費は増額となっておりますが、新規の町債発行額は、公債費の元金償還額を下回らせ、一定の財政規律を確保いたしました。事業の実施にあたりましては、更に精査・検討

を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上、令和 2 年度の予算案と主要な事業の概要につきまして、説明を申し上げます。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、令和 2 年度の施政方針とさせていただきます。